

官報号外

昭和六十三年十二月十六日

○第一百三回 参議院会議録第十三号

昭和六十三年十二月十六日

午後零時四十分開議

昭和六十三年十二月十六日(金曜日)

午後零時三十分開議

○議事日程 第十三号

昭和六十三年十二月十六日

午後零時三十分開議

第一 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 肉用子牛生産安定等特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 遊漁船業の適正化に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件について

二、議事日程のとおり

長福田宏一君。

審査報告書

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。
この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。
内閣から、運輸審議会委員に平四郎君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

昭和六十三年十二月十五日

農林水産委員長 福田 宏一
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、牛肉の輸入に係る事情の変化に対処して、畜産振興事業団が主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供の業務を行うこととともに、同事業団が行う輸入に係る牛肉の買入れ及び売渡しの業務に関する規定の整理等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めます。

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、全会一致をもつてこれに同意することに決しました。

二、ウルグアイ・ラウンドに委ねられている一九九四年度以降における牛肉等に係る関税率等の国境措置については、国内生産に悪影響を及ぼすことのないよう遺憾なきを期すること。

三、新たに導入される肉用子牛の生産者補給金交付事業が円滑に実施されるよう、現行の肉用子牛価格安定事業の拡充・強化に必要な予算の確保、基金財源の充実その他体制の整備に努めること。

四、肥育経営の体质強化に必要な施策の拡充と予算の確保を図るとともに、地域格差や個々の經營実態に応じた指導助言の徹底に努めること。また、繁殖肥育一貫経営を推進すること。

併せて、国产牛肉の価格安定を図るために、畜産物の価格安定等に関する法律の適切な運用を図ること。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、牛肉の輸入自由化に対処し、国民の要請する良質かつ安全な畜産物の供給について適切に配慮するとともに、牛内需給の中長期的見通し等を踏まえて、次の事項の実現に努め、我が国内用牛生産の安定的発展に遺憾なきを期すべきである。

(衆議院提出)
日程第三 遊漁船業の適正化に関する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長福田宏一君。

一、保証基準価格については、我が国内用牛生産の振興に資するよう、肉用子牛の再生産の確保が十分図られる水準に決定するとともに、生産者補給交付金の交付に対する経費その他の肉用子牛等対策費については、特定財源化した牛内用牛等の関税收入相当額から所要額を十分確保する

こと。

八、肉用牛経営農家の経営努力が消費者価格に反映されるよう牛肉の流通体制の改善・合理化を図ること。

畜産振興事業団の各種業務が円滑かつ適切に実施できる体制を早急に整備するとともに、業務に従事する職員の雇用の安定を図ること。

九 肉用牛の改良増殖の推進とその資源の拡大を図るため、受精卵移植等の技術の開発・普及に努めること。

右決議する。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 十屋 義彦殿

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第二十七条第三項本文を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三十七条第二項中「第二十七条第三項」を「第二十七条第三項（ただし書）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 評議員の任期は、三年とする。

第三十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「その他の食肉」を「輸入に係る指定

食肉を除く。」に改め、同項第二号中「その他の食肉」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報

を収集し、整理し、及び提供すること。

第四十条中「又は指定食肉（牛肉を除く。）」を削り、「又は当該指定食肉若しくは政令で定めるこれに代わるべき他の食肉（牛肉を除く。）」を削る。

第四十一条の二を削る。

第四十一条第一項中「第四十条の政令で定める食肉及び輸入に係る牛肉を含む。以下この項、次条及び第四十四条において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第四十五条の二を削る。

第四十八条第一項中「輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務（これららの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る経理、同項第五号」を「第三十八条第一項第五号」に、「並びに」を「及び」に改める。

第五十三条第一項ただし書及び第三項並びに第

五十四条の二第二項を削る。

第五十四条の三第一項中「前条第一項」を「前条

に、交付金にあつては」を「交付金を」に改め、「第五十三条第三項の規定により繰り入れた繰入金にあつては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞれ」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第二項中「交付金に係る資金にあつては当該業務

は」及び「繰入金に係る資金にあつては当該業務規定、第五十四条の二第一項の改正規定、第四十一条第一項前段」とする。

（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費にそれぞれ」を削る。

第六十二条第一項中「輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と」及び「との合計額」を削る。

第六十三条第一号中「第四十五条の二」を削る。第六十六条及び第六十七条第一項中「違反して」を「よる」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「払いもどした」を「払い戻した」に改め、同条第六号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十九条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十一条中「第五十三条第一項本文」を「第六十六条及び第六十七条第一項中「違法して」を「よる」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「払いもどした」を「払い戻した」に改め、同条第六号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十九条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十一条中「第五十三条第一項本文」を「第六十六条及び第六十七条第一項中「違法して」を「よる」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「払いもどした」を「払い戻した」に改め、同条第六号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十九条中「一万円」を「十万円」に改める。

第五十三条第一項ただし書及び第三項並びに第

二条 この法律の施行の際現に畜産振興事業団（以下「事業団」という。）の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第三条 事業団は、改正後の畜産物の価格安定等に関する法律（以下「新法」という。）第三十八条第一項及び第二項に規定する業務のほか、改正前の畜産物の価格安定等に関する法律（以下「旧法」という。）第四十条の二の規定により買い入れた輸入に係る牛肉の交換、売渡し及び保管の業務を行うことができる。この場合において、新法第五十八条第二項及び新法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第十二号）附則第三条の規定」と、新法第五十八条第六号中「第三十八条第一項又は第二項」とあるのは「第三十八条第一項若しくは第二項又は畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項前段」とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第七条の改正規定、第三十八条第一項の改正規定（同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分を除く。）、第四十条の改正規定、第四十条の二を削る改正規定、第四十一条第一項前段」とする。

2 前項に規定する輸入に係る牛肉の売渡し及び交換については、なお従前の例による。

第一項を「前条」に改める部分を除く。」、同条第二項の改正規定、第六十二条第一項の改正規定及び附則第十二条第一項中「輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と」及び「との合計額」を削る。

第六十二条第一項中「輸入に係る牛肉についての第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る第七条第一項に改める部分を除く。」及び「第四十五条の二」を削る。

施できる体制を早急に整備することとともに、業務に従事する職員の雇用の安定を図ること。
九 肉用牛の改良増殖の推進とその資源の拡大を図るため、受精卵移植等の技術の開発・普及に努めること。

右決議する。

内用子牛生産安定等特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

内用子牛生産安定等特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

内用子牛生産安定等特別措置法

第二章 畜産振興事業団の業務の範囲の特例

内用子牛についての生産者補給金等の交付(第五条・第六条)

第四章 内用子牛等対策費の財源等(第十三条)

第十四条

第五章 雑則(第十五条・第十七条)

第六章 罰則(第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処し

て、当分の間、畜産振興事業団に都道府県内用子牛価格安定基金協会が交付する内用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに当該生産者補給交付金等の交付その他の食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置等を講ずることにより、内用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「内用子牛」とは、肉用牛であつて政令で定める月齢未満のものをいう。

第二章 畜産振興事業団の業務の範囲の特例

(畜産振興事業団の業務)

第三条 畜産振興事業団(以下「事業団」という。)は、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八百八十三号。以下「法」という。)第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一 内用子牛についての生産者補給交付金の交付

二 内用子牛についての生産者積立助成金の交付

三 前二号の業務に附帯する業務

2 前項第一号及び第二号の業務は、次条及び次章に定めるところにより行うものとする。

(業務の委託)

第四条 事業団は、前条第一項第一号の業務(生産者補給交付金の決定を除く。)及び同項

第二号の業務(生産者積立助成金の交付の決定を除く。)の一部を都道府県その他の農林水産大臣の指定する者に委託することができる。

2 前項に規定する者は、他の法律の規定にかかるわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

第三章 内用子牛についての生産者補給金等の交付

(保証基準価格等)

第五条 この章において「保証基準価格」とは、内用子牛の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、内用子牛の再生産を確保することを旨として、毎会計年度、当該年度の開始前に農林水産大臣が定める金額をいう。

2 この章において「合理化目標価格」とは、牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発達を図るために肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な内用子牛の生産費を基準として、政令で定める期間ごとに農林水産大臣が定める金額をいう。

3 この章において「平均売買価格」とは、内用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定内用子牛(農林水産省令で定める規格に適合する内用子牛をいう。次項において同じ。)の売買価格の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。

4 保証基準価格及び合理化目標価格(以下「保証

5 農林水産大臣は、保証基準価格等を定めるに当たっては、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八百八十二号)第二条の二第一項に規定する基本方針に即し、肉用牛生産の近代化を促進することとなるよう配慮するものとする。

6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、保証基準価格等を改定することができる。

7 農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定しようとするときは、政令で定める審議会の意見を聽かなければならない。

8 農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

9 農林水産大臣は、第三項の政令で定める期間の満了後遅滞なく、平均売買価格を告示するものとする。

10 農林水産大臣は、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合には、予算の範囲内で、第十条に定めるところにより、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二十四条の三の五に規定する都道府県内用子牛価格安定基金協会(以下「協会」という。)であつて都道府県知事の指定を受けたものに対し、当該協会が生産者補給金交付契約(協会が内用子牛の生産者(内用子牛を譲り受けた者)にあつてはその譲受けに係る内用子牛が政令で定める要件に適合するものに限り、法人にあつては政令で定めるものに限る。以下同じ。)に交付する生産者補給金に

第六条 事業団は、平均売買価格及び合理化目標価格(以下「保証基準価格等」という。)は、家畜市場における指定内用子牛の売買価格として定めるものとする。

第七条 事業団は、前条第一項第一号の業務(生

3 係る契約であつて、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金（以下「生産者積立金」という。）の積立てに要する負担金を肉用牛の生産者が協会に納付する旨の定めがあるものをいう。以下同じ。）に係る肉用子牛につきその生産者に交付する生産者補給金の全部又は一部に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

2 事業団は、予算の範囲内で、前項の指定を受けた協会（以下「指定協会」という。）に對し、そこの生産者積立金の一部に充てるため、政令で定めるところにより、生産者積立助成金を交付することができる。

（協会の指定）

3 都道府県は、指定協会に對し、その生産者積立金の一部に充てるため、生産者積立助成金を交付することができる。

第七条 前条第一項の指定は、都道府県の区域とに、その指定を受けようとする協会の申請により、当該都道府県知事が行う。

2 前条第一項の指定を受けようとする協会は、農林水産省令で定める手続に従い、肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務（以下「生産者補給金交付業務」という。）に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

3 前条第一項の指定は、その申請が次の要件のすべてに適合している場合でなければ、してはならない。

一 生産者補給金交付業務を適正かつ確實に実施できると認められること。

二 申請者の業務規程によれば、当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者のすべてが申請者と生産者補給金交付契約を締結することができる」と認められる。

三 申請者の業務規程において、第十条の確認に関する事項、生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付に関する事項、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法に関する事項その他農林水産省令で定める事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

四 申請者が第九条第一項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

(業務規程の変更)

第八条 指定協会は、業務規程を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続に従い、当該指定をした都道府県知事の承認を受けなければならぬ。

第九条 都道府県知事は、前項の承認の申請に係る業務規程が前条第三項第二号及び第三号の要件に適合している場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

(指定の解除)

一 第七条第三項第一号の要件に適合しなくなつたとき。

二 業務規程に違反して生産者補給金交付業務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者との生産者補給金交付契約の締結を拒んだとき。

四 前条第一項の規定に違反したとき。

五 第六条第一項の指定の解除の申出があつたとき。

2 第七条第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(生産者補給交付金の金額)

第十条 事業団が交付する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛についての生産者補給交付金の金額は、第五条第三項の政令で定める期間ごと及び指定協会ごとに、保証基準価格から平均売買価格（その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあつては、その合理化目標価格）を控除した金額に、生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であつて、当該政令で定める期間内に、その肉用子牛の生産者が政令で定める月齢に達した日以後に販売したこと又はその肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、第二条の政令で定める月齢に達したことにつき、当該指定協会が農林水産省令で定めるところにより確認をしたもののが頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

(生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付)

第十一條 指定協会は、事業団から生産者補給金交付契約に係る肉用子牛についての生産者補給金の交付を受けたときは、その交付を受けたとき。

た生産者補助子牛の生産にて交付し
（保証基準価値
れる場合のま
第十二条 保
定められる額
とあるのは
と、「平均売買価
は「当該品種
た」とあるの
相当する数
品種別の頭
額」とあるの
子牛に係るな
れぞれの金
別の頭數」と
る金額を、「
規定による
化、法第二条
を含む。以
に係るもの」
その他畜産

(肉用子牛等対策費の財源)

格等が肉用子牛の品種別に定められ、該基準価格等が肉用子牛の品種別に場合には、第十条中「保証基準価格」は「頭数」として、前条の確認を受けた肉用者に対し、当該肉用子牛の頭数に応なければならぬ。
証基準価格等が肉用子牛の品種別に場合には、第十条中「保証基準価格」は「頭数」とあるのは「当該品種別の買価格」と、「合理化目標価格」とあるの種別の合理化目標価格」と「控除しは「それぞれ控除した」と、「頭数を乗じて得た金額」とあるのは「当該頭数に相当する金額」と、前条中「相当する金額」と「頭数」とあるのは「当該品種部分に区分し、その区分に応じたそ
する。

昭和六十三年十二月十六日 參議院会議録第十二号

律案外二

四

「肉用子牛等対策費」という。)の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

別表第〇一・〇一項及び第〇一・〇二項に掲
げる牛の肉

用のくず肉のうち牛のもの（ほほ肉及び頭肉に限る。）

開税定率法別表第一六〇二・五〇号の二に掲げるその他の調製をし又は保存に適する処理をした肉及びくず肉のうち、牛の臓器及び舌のもの以外のもので、牛の肉及び牛のくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三十ペーセント以上のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 単に水煮した後に乾燥したもの

ロ 調味した後に乾燥したもの
ハ コーンビーフ

二
一からノモでに持れるもの以外のもののうち、気密容器入りのもので野菜を含むもの又は気密容器入りのもので冷蔵及び冷冻のいずれもしてないもの

政府は、当該会計年度に要する肉用子牛等対策費に照らして必要があると認められるときは、当該年度の前項に規定する関税の収入見込額のほか、当該年度の前年度以前で昭和六十六年度以降の各年度の同項に規定する関税の収納額（当該年度の前年度については、収入見込額）に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前で昭和六十六年度以降の各年度の

肉用子牛等対策費の決算額（当該年度の前年度について、予算額を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の肉用子牛等対策費の財源に充てるものとする。）

第十四条 政府は、事業団に対し、第三条第一項に規定する業務、法第二条第三項に規定する指定食肉（以下「指定食肉」という。）についての法第三十八条第一項第一号、第二号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）、業務等についての同項第六号及び第七号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）並びに法第二条第三項に規定する食肉についての法第三十八条第二項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

第五章 雜則

四

第十五条 第五条第二項に規定する合理化目標値
が定められている場合には、法第三条第四項
中「指定食肉」とあるのは「牛肉以外の指定食肉」と、
「旨とし」とあるのは「旨とし」、指定食肉た
る牛肉（当該家畜を含む）については、その生
産条件及び需給事情その他の経済事情並びに前
会計年度において適用される肉用子牛生産安定
等特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五
条第二項の合理化目標価格を考慮し、その再生
産を確保することを旨としとする。

この法律の規定により事業団の業務が行われ
る場合には、法第三十八条第二項中「前項に規
定する業務」とあるのは「前項に規定する業務及

び特別措置法第三条第一項に規定する業務」と、法第四十八条第一項中同項第六号の業務(「これに附帯する業務を含む。以下同じ。」)に係る経理」とあるのは「同項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)に係る経理並びに「業務(食肉(当該家畜を含む。)に係るもの)を除く。」)と、法第五十四条の二中「業務」とあるのは「業務(食肉(当該家畜を含む。)に係るもの)を除く。」)と、法第五十五条の三第一項中交付金を第三十八条第一項第六号の業務」とあるのは「交付金にあつては第三十八条第一項第六号の業務(食肉(当該家畜を含む。)に係るもの)を除く。」)と、法第五十六条第一項に規定する業務若しくは食肉(当該家畜を含む。)についての第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるものとしてこれらの業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての第三十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。次項において同じ。)、食肉(当該家畜を含む。)についての同項第七号の業務として、それそれと、「当該資金の運用によって」とあるのは「前条の規定により交付を受けた交付金に係る資金の運用によつて」と、同条第二項中「第三十八条第一項第六号の業務」とあるのは「前条の規定により交付を受けた交

合には、農林水産大臣の承認を受けて、その補てんに充てるため、第二項の資金を使用することができる。この場合において、法第六十八条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は肉用牛生産安定等特別措置法附則第三条第四項前段」とする。

第四条 事業団は、法第四十八条第一項の規定にかかるらず、昭和六十五事業年度において、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、前条第二項の資金から当該業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れ、又は輸入に係る牛肉についての法第三十九条第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において当該事業年度に生ずる法第五十三条第一項本文に規定する残余の額の見込額の全部若しくは一部を、第三条第一項に規定する業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れることができるものとす。

第五条 事業団は、輸入に係る牛肉についての法第三十八条第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において昭和六十五事業年度に生じた法第五十三条第一項本文に規定する残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額と附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際に附則第三条第二項の規定により管理されている資金の額との合計額を調整資金に繰り入れるものとする。

第六条 事業団は、昭和六十三事業年度から昭和六十五事業年度までの各事業年度に輸入に係る牛肉についての法第三十八条第一項第一号及び

第二号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じたときは、法第四十八条第一項並びに法第五十三条第一項及び第三項の規定にかかるらず、昭和六十三事業年度及び昭和六十四事業年度にあつてはその残余の額からその額に附則第三条第一項の政令で定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を、昭和六十五事業年度にあつてはその残余の額からその額に前条の政令で定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を、法第三十八条第一項第六号の業務(同号の指定助成対象事業に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により繰り入れた繰入金は、法第五十四条の三の規定の適用については、法第五十三条第三項の規定により繰り入れた繰入金とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

官報 (号外)

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資するため、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し遊漁船業の健全な発達を図るために必要な措置を定めることにより、事業年度にあつてはその残余の額からその額に前条の政令で定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を、法第三十八条第一項第六号の業務(同号の指定助成対象事業に係るものに限り、これに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

2 本法施行のため、特に費用を要しない。

右の本院提出案をここに送付する。
昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

遊漁船業の適正化に関する法律

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 遊漁船業の届出等(第三条・第六条)
第三章 遊漁船業の健全な発達を図るための措置

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し遊漁船業の健全な発達を図るために必要な措置を定めることにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場(海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。)に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。

2 この法律において「遊漁船」とは、遊漁船業の用に供する船舶をいう。

第二章 遊漁船業の届出等

(遊漁船業の届出)

第三条 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじめ、その営業所ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 営業所の名称及び所在地
三 主たる漁場の位置
四 遊漁船の名称及び主たる係留場所

審査報告書
遊漁船業の適正化に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十一月十五日

農林水産委員長 福田 宏一
参議院議長 土屋 義彦殿

第一節 全国遊漁船業協会(第七条・第十一
一条)
第二節 適正営業規程(第十二条・第十五条)
第三節 遊漁船業団体(第十六条・第十八条)

第四章 雜則(第十九条・第二十二条)
第五章 罰則(第二十三条・第二十七条)

附則

3 農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

(変更命令)

第十三条 農林水産大臣は、前条第一項の認可を受けた適正営業規程の内容が同条第二項各号の一に適合しなくなつたと認めるときは、全国協

会に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(準用)

第十四条 第十一条第一項の規定は、全国協会が前条の規定による命令に違反した場合について準用する。

2 第十一条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による指定の取消しについて準用する。

(適正営業規程に係る遊漁船業者の登録)

第十五条 全国協会は、遊漁船業者から第十二条第一項の認可を受けた適正営業規程に従つて営業を行おうとする旨の申出があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

2 前項の登録を受けた者は、第三条第一項の届出書に係る営業所及び遊漁船ごとに、その見やすい場所に、全国協会が農林水産大臣の承認を得て定める様式の標識を掲示するものとする。

3 農林水産大臣は、前項の標識について承認を与えたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

4 第一条の登録を受けていない者は、第二項の

標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

第四章 雜則
(報告及び立入検査)

5 第一項の登録の取消しその他登録に關し必要な事項及び第二項の標識に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三節 遊漁船業団体

第十六条 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、遊漁船業者を直接又は間接の構成員とする旨利目的としない法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申出により、同条各号に掲げる業務を行う者(以下「遊漁船業団体」という。)として指定することができる。

(業務)

第十七条 遊漁船業団体は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 遊漁船業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。

二 漁場の適正な利用を推進すること。

三 遊漁船業に関する利用者の苦情を処理すること。

(聴聞)

第十八条 農林水産大臣が第十一条第一項(第十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消しをしようとするとき又は都道府県知事が第六条第二項の規定による命令若しくは第十八条において準用する第十一条第一項の規定による指定の取消しをしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えるなければならない。

(政府の援助)

第二十一条 政府は、利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保

の見地から遊漁船業の健全な発達を図るために必要な援助に努めるものとする。

(省令への委任)

第十九条 農林水産大臣は全国協会に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に關し報告をさせ、又はその職員をしてこれらの者の事務所、営業所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類の法律を施行するため必要があると認めるときをしてこれら者の事務所、営業所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類の法律を施行するため必要があると認めるときをしてこれら者の事務所、営業所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類の法律を施行するため必要があると認めるとき

第二十一条 この法律に規定するもののはか、この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 罰則

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 第三条第一項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

2 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

15 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

16 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

17 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

18 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

19 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

20 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

22 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

23 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

24 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

25 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

26 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

27 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

28 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

29 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

30 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

31 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

32 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

33 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

34 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

35 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

36 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

37 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

38 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

39 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

40 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

41 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

42 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

43 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

44 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

45 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

46 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

47 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

48 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

49 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

50 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

51 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

52 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

53 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

54 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

55 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

56 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

57 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

58 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

59 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

60 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

61 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

62 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

63 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

64 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

65 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

66 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

67 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

68 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

69 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

70 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

71 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

72 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

73 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

74 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

75 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

76 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

77 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

78 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

79 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

80 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

81 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

82 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

83 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

84 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

85 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

86 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

87 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

88 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

89 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

90 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

91 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

92 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

93 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

94 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

95 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

96 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

97 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

98 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

99 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

100 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十六条 次の場合には、全国協会の理事は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条又は第十三条の規定による命令に違反したとき。

二 第十二条第一項の認可を受けないで適正営業規程を実施したとき。

第二十七条 次の場合には、全国協会の理事は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七条第四項又は第九条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第八条第二項の規定に違反して手数料を徴収したとき。

三 第八条第三項の規定に違反して業務の委託をしたとき。

四 第九条第二項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第十五条第二項の標識の様式を農林水産大臣の承認を得ないで定めたとき。

(施行期日)
附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超える。この法律は、この法律の施行の日から二月を経過する。

(経過措置)
2 この法律の施行の際現に遊漁船業を営んでいる者は、この法律の施行の日から二月を経過するまでの間は、第三条第一項の規定による届出をしないで、遊漁船業を営むことができる。

(農林水産省設置法の一部改正)
3 農林水産省設置法(昭和二十四年法律五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第百四十一号の次に次の二号を加え

ますが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

百四十一の二 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第 号)の施行に

関すること。

〔福田宏一君登壇、拍手〕

○福田宏一君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、牛肉の輸入に係る事情の変化に対処して、畜産振興事業団が輸入牛内についての買い入れ、売り渡し等の業務を行わないこととするとともに、これに伴う所要の規定の整理等を行おうとするものであります。

また、肉用子牛生産安定等特別措置法案は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に對処して、当分の間、畜産振興事業団に肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに、同交付金等の交付による経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聽取るとともに、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、畜産をめぐる諸情勢の変化、保証基準價格の水準及び算定方法、牛肉の自由化決定が我が国畜産に与える影響、肥育經營の安定対策、生産コストの低減、国境措置のあり方、牛肉需給の見通し、畜産物の安全性等であり

ます。畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について討議に入りました。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用小牛生産安定等特別措

案をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、肉用子牛生産安定等特別措置法案についての買入れ、売り渡し等の業務を行わないこととするとともに、これに伴う所要の規定の整理等を行おうとするものであります。

また、肉用子牛生産安定等特別措置法案は、牛

肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に對処して、当分の間、畜産振興事業

団に肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに、同交付金等の交付による経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聽取るとともに、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、畜産をめぐる諸情勢の変

めようとするものであります。

委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用小牛生産安定等特別措置法案を一括して採決いたします。

兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

なお、両法律案に対し、九項目にわたる附帯決議を行いました。

次に、遊漁船業の適正化に関する法律案は、遊

漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用關係の確保に資するため、遊

漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進

し、遊漁船業の健全な発達を図るために措置を定

出席者は左のとおり。

議員 議長 土屋 義彦君
副議長 瀬谷 英行君

議員 及川 順郎君
勝木 健司君
平野 公人君
清君

昭和六十三年十二月十六日

參議院会議録第十三号 議長の報告事項

官 報 (号 外)

農林水産委員

辞任

補欠

本村 和喜君

出口 廣光君

一井 淳治君

秋山 長造君

三治 重信君

小西 博行君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任

補欠

高橋 清孝君

岡部 三郎君

永田 良雄君

井上 孝君

二木 秀夫君

仲川 幸男君

及川 一夫君

渡辺 四郎君

矢田部 理君

大森 昭君

中野 明君

和田 敦美君

柳澤 鍊造君

勝木 健司君

秋山 筆君

野末 陳平君

同日委員長から次の報告書が提出された。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

肉用子牛生産安定等特別措置法案(閣法第八号)審査報告書

遊漁船業の適正化に関する法律案(衆第三号)審査報告書

本日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定に

基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
記

(近く辞任予定の渡辺芳男の後任)

平 四郎

昭和六十三年十一月十六日 参議院会議録第十三号

明治二十二年五月三日
第三種郵便物認可

発行所
〒 105 東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電報課
三ダイヤルイン
一定価
○一円部

一一一四